

KANTO 金融サービス info

かんとぅ きんゆうさーびす いんふお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしていきます。

トピックス

金融商品取引法の豆知識

※以下の情報は、平成26年10月時点のものとなります。

金融商品取引法の成り立ち

～規制対象業務の「横断化」

業務内容に応じた参入規制の「柔軟化」～

- 金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、利用者保護ルール of 徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目指し、平成19年9月30日に施行されました。



金融商品取引法の目的

【金融商品取引法 第1条】

この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。



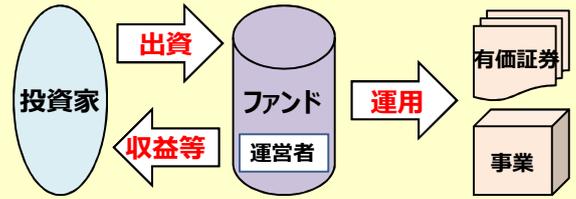
金融商品取引業の規制

(関東財務局H26.10作成)

金融商品取引業の登録の必要性について、
○・×で表記しています。
本説明は簡易版のため、詳細についてはお問い合わせください。

(法：金融商品取引法、施行令：金融商品取引法施行令)

集団投資スキーム持分「いわゆるファンド」スキーム (法第2条第2項第5・6号)



組合その他いかなる方法をもってするかを問わず、
・投資家から金銭などの出資・拠出を集め(出資)
・その財産を用いて事業を行い(運用)
・その事業から生ずる収益等を投資家に分配する仕組み。

A社が自社の株式や社債等について自己募集等を行う場合、A社は事前に有価証券届出書等の提出が必要な場合があります。

有価証券届出書・通知書の提出が必要なもの		
	届出書	通知書
株・社債 (50名以上に勧誘) 施行令第1条の5	発行(売出) 価額等の総額 1億円以上 の募集・売出し	発行(売出) 価額等の総額 1千万円超 ~
社員権 (500名以上が所有することとなる勧誘) 施行令第1条の7の2		1億円未満の募集・売出し

有価証券届出書については、縦覧されています。

無登録(無届)業者にご注意ください!
『財務局に登録の有無等を確認』

CO2排出権、鉱山権、水資源利権など、金融商品取引法の規制に該当しない権利があります。

金融商品取引法 担当課一覧

課名	ダイヤル番号	主な担当業務
証券監督第1課	048-600-1154	金融商品取引業者(第1種金融商品取引業)、金融商品仲介業者、登録金融機関等の監督
	048-613-3952	無登録金融商品取引業者等に関する相談・情報提供窓口
証券監督第2課	048-600-1156	金融商品取引業者(投資助言・代理業、投資運用業)、投資法人等の監督
証券監督第3課	048-600-1293	金融商品取引業者(第2種金融商品取引業)、適格機関投資家等特例業務届出者等の監督
理財第2課	048-600-1119	有価証券報告書等公衆縦覧(EDINET利用者へのサポート)
統括証券監査官	048-600-1118	無届募集等に関する相談・情報提供窓口

自己募集		自己募集	ファンド自己運用		投資助言
株・社債	社員権	ファンド	有価証券 50%超	50%以下	報酬を得て助言を行う
×	×	○	○	×	○

B社



第一種 金融商品取引業
法第28条第1項

第二種 金融商品取引業
法第28条第2項

法第2条第8項9号

法第2条第8項9号

法第2条第8項7号

法第2条第8項12・15号

法第2条第8項13号

法第2条第8項11号

投資家

投資運用業
法第28条第4項

投資助言・代理業
法第28条第3項

B社

投資一任契約、投資顧問契約の代理・媒介

投資助言・代理業
法第28条第3項

投資一任契約

投資顧問契約

投資一任契約

投資顧問契約

※特例
条件①及び②の顧客を相手に業務を行う場合、届出で可能。

適格機関投資家等特例業者

法第63条1項1号 自己募集
法第63条1項2号 自己運用

プロ向け

条件① 適格機関投資家(金融機関等) 1名以上
条件② 一般投資家 49名以下